

## 本学関連団体への個人情報提供の取扱要項

平成18年9月28日

要項

(趣旨)

第1条 本学関連団体（以下「団体」という。）への個人情報の提供の取扱いに関しては、この要項の定めるところによる。

(周知)

第2条 本学は、本学の有する個人情報を利用したい団体に対して、情報主体の同意を得るのに必要な期間を考慮して、あらかじめ、文書で申し出るよう周知を図るものとする。

(協議)

第3条 前条により個人情報の利用の申し出があった場合は、当該情報保有部局等は、個人情報の種類・項目、保管方法、利用の目的・期間・方法、期間終了後の返却又は破棄等に関する記載事項を検討し、本学と同程度以上の安全管理措置を講じていると認める団体に個人情報を提供することができる。

② 前項の場合において、個人情報の安全管理責任体制、第三者提供、委託業務その他文書で明らかにすべき事項があるときは、必要に応じて当該団体と協議を行い、文書の追加提出を求めるものとする。

(情報主体の同意)

第4条 前条により個人情報の提供をすることが適当と認める場合には、当該情報保有部局等は、情報主体から個人情報を取得するときに、規程第14条第1項及び細則第10条第1項の規定による当該本人の同意を得るものとする。

(提供の特則)

第5条 前条の規定にかかわらず、情報保有部局等において前条の規定により難い事由がある場合は、規程第14条第2項の規定による個人情報の第三者提供をすることができる。

② 規程第14条第2項の規定による個人情報の第三者提供について、細則第11条第1項の規定により、情報主体から当該本人に関する個人情報の第三者提供の停止の請求があった場合には、当該情報保有部局等は、遅滞なく、同条第2項の規定により当該本人の個人情報の削除等の措置を講じ、又はその措置を講じるよう団体に文書で通知するものとする。

(契約)

第6条 本学は、第3条第1項の規定により個人情報の提供をすることが適当と認める団体には、第4条又は前条第1項の規定による手続きを経て、別記する個人情報の利用に関する契約（以下この条において「利用契約」という。）を締結した団体に個人情報を提供することができる。

② 利用契約に、新たな事項を加える必要がある場合には、当該団体と協議を行うものとする。

③ 利用契約は、部局統括責任者名で締結し、この旨を管理責任者に報告するものとする。

(団体の範囲)

第7条 この要項で定める団体とは、各学部後援会・懇談会、PTA、校友会・同窓会、スポーツ・文化活動支援後援会、教職員組合、有限会社名城大学サービスをいう。

② 前項のほか、奨学育英事業団体については、団体に準じて取り扱うことができる。

附 則

この要項は、平成18年9月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年5月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要項は、平成27年11月1日から施行する。

(別記)

(別表) 個人情報の利用目的（第8条関係）

提供を受けた個人情報 の項目	利用目的	利用期間	利用方法	保管方法	利用期間後の破 棄等の措置	その他
-------------------	------	------	------	------	------------------	-----

